

特別養護老人ホーム 一樹

事業所番号：3790101061

住所：香川県高松市香西本町 17-9 TEL：087-813-4360

■ 利用料金が介護保険によって定められている金額

単位：円（1日あたり）

| ご契約者の要介護度 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| サービス料金 | 6,810 | 7,530 | 8,280 | 9,010 | 9,710 |
| 介護保険から 給付される金額 | 6,129 | 6,777 | 7,452 | 8,109 | 8,739 |
| 自己負担額 | 681 | 753 | 828 | 901 | 971 |

※ご本人およびその配偶者の収入により、2割もしくは3割負担になる場合があります。

詳細な割合は、各市町村より発行されている被保険者の「介護保険負担割合証」をご確認ください。

※生活保護受給者の方のユニット型個室の利用については、市町村にご確認ください。

地域区分 7級地 1単位=10.14円

★高松市に所在する介護老人福祉施設については、7級地での換算となります。

■ その他の利用料金（令和6年8月～）

単位：円（1日あたり）

| | 4段階 | 介護保険負担限度額認定証に記載されている額 | | | |
|---------|-------|-----------------------|-------|-----|-----|
| | | 3段階② | 3段階① | 2段階 | 1段階 |
| ① 食事提供費 | 1,589 | 1,360 | 650 | 390 | 300 |
| ② 居室代 | 2,266 | 1,370 | 1,370 | 880 | 880 |

※食事代内訳 食事は1日単位で請求します。

※食事代・居室代の負担限度額（所得に応じ市町村により負担が軽減されます） → 手続きが必要となります。

③ 理美容サービス … 実費

④ 貴重品管理 … 1ヶ月につき 250円

⑤ 居室電化製品持込使用料（使用有無に関わらず料金発生） … 1日あたり 200円

⑥ レクリエーション活動費

⑦ 複写物の交付 利用料金 … 一枚につき 10円

⑧ 日常生活上必要となる諸経費 … 実費

⑨ 外泊時（入院を含む）における利用料 外泊時加算及び住居費の実費負担

・外泊（入院を含む）翌日～6日間 … 外泊時加算の算定（1月につき）

（介護保険の負担割合に基づいて算定します。）

・外泊（入院を含む）7日以上経過 … 2,206円/日

（再入居前日まで）

※ 居住費については、空床利用などにより、一時的に居室を他の利用者が使用した場合には、加算の算定や実費徴収は致しません。また、一時的に居室を使用する場合は、入居者又は代理人及び家族に連絡し、了解を得るものとします。居室の入居者個人の荷物については、一時的に施設にて預かることが可能です。

■ 介護度別 31 日利用した場合のおおよその利用料金

単位：円

| 1 割負担 | 利用料金 + 食費 + 居住費 | | | | |
|-------|-----------------|---------|--------|--------|--------|
| | 4 段階 | 3 段階② | 3 段階① | 2 段階 | 1 段階 |
| 要介護 1 | 140,616 | 105,741 | 83,731 | 60,481 | 57,691 |
| 要介護 2 | 142,848 | 107,973 | 85,963 | 62,713 | 59,923 |
| 要介護 3 | 150,173 | 110,298 | 88,288 | 65,038 | 62,248 |
| 要介護 4 | 147,436 | 112,561 | 90,551 | 67,301 | 64,511 |
| 要介護 5 | 149,606 | 114,732 | 92,721 | 69,471 | 66,681 |

★上記の金額は、全て 1 割負担の金額となります。また、加算の料金は含んでおりません。

★算定している加算は以下の通りとなります。

- ・看護体制加算（Ⅰ）イ … 12 単位 / 日
- ・外泊時費用 … 246 単位 / 日
- ・栄養マネジメント強化加算 … 11 単位 / 日
- ・科学的介護推進体制加算（Ⅱ） … 50 単位 / 月
- ・安全対策体制加算 … 20 単位 / 回
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） … 22 単位 / 日
- ・協力医療機関連携加算 … 100 単位 / 月
- ・口腔衛生管理加算 … 110 単位 / 月
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） … 所定単位数に 14.0% を乗じた単位数
- ・初期加算 ※直接、入所した日から起算して 30 日以内の期間に算定。30 日を超える病院への入院後に再入所した場合も同様。
- ・地域区分 … 当事業所は地域区分「7 級地」に該当します。（1 単位 10.17 円）